

令和7年第6回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年6月13日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年6月13日	午前10時00分
	散 会	令和7年6月13日	午前11時26分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	島 袋 恵	出	9	真 部 卓 也	出
2	松 本 一 也	〃	10	伊 良 波 勤	〃
3	松 田 大 輔	〃	11	具 志 堅 正 英	〃
5	山 川 竜	〃	12	仲 宗 根 須 磨 子	〃
6	小 橋 川 健	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	長 濱 功	欠	14	座 間 味 栄 純	〃
8	仲 程 清	出	15	具 志 堅 勉	〃

※ 会議録署名議員

1 番	島 袋 恵	2 番	松 本 一 也
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 す え 子	住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
住 民 課 長	大 城 尚 子	福 祉 課 長	渡 久 地 政 克
健 康 づ くり 推 進 課 長	大 濱 兼 愛	子 育 て 支 援 課 長	松 田 武
企 画 商 工 観 光 課 長	喜 納 政 国	建 設 課 長	渡 久 地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 城 睦	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-------	---------	---------

議 事 日 程

6月13日（金） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第3号	令和6年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (報告)
6	報告第4号	令和6年度本部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について (報告)
7	報告第5号	令和6年度本部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について (報告)
8	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて〈本部町税条例の一部を改正する条例〉 (説明・審議・採決)
9	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて〈本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉 (説明・審議・採決)
10	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて〈財産の取得について〉 (説明・審議・採決)
11	議案第22号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (議案説明)
12	議案第23号	本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第24号	本部町税条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
14	議案第25号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
15	議案第26号	本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
16	議案第27号	本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
17	議案第28号	本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
18	議案第29号	本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
19	議案第30号	本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
20	議案第31号	動産の買入れ契約の締結について〈上本部学園電子黒板整備〉 (議案説明)
21	議案第32号	令和7年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
22	同意第2号	本部町教育委員会委員の任命同意について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 具志堅 勉** ただいまから令和7年第6回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 島袋 恵議員及び2番 松本一也議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から6月19日までの7日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書はお手元にお配りしたとおりでございます。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告がお手元にお配りしたとおり提出されております。朗読を省略します。

これで議長諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。

報告書はお手元にお配りしたとおりとなっております。

これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第3号 令和6年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和7年第6回本部町議会定例会におきまして、3件の報告、3件の専決処分の承認、11件の議案、1件の任命同意を提出してございます。その内訳でございますけれども、繰越計算書の報告が3件、専決処分の承認を求めることについてが3件、条例の制定及び一部改正議案が9件、動産の買入れ契約に関する議案が1件、令和7年度補正予算関係議案が1件、本部町教育委員会委員の任命同意が1件となっております。説明に当たりましては、副町長、教育長、統括監並びに担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ **議長 具志堅 勉** 総務課長。

○ **総務課長 宮城 建** 報告第3号について説明いたします。

報告第3号 令和6年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和6年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

説明に当たりましては、ページをめくりまして3ページで説明いたします。3ページをおめくりください。令和6年度繰越明許費繰越計算書の資料でございます。令和6年度から令和7年度に繰り越した事業は19件ございます。1件ずつ内容を説明いたします。

金額の欄、上の段が全体事業費で下の段が令和7年度に繰り越した額となっております。それでは事業名の一番上です。崎本部地区急傾斜地対策事業。旧崎本部小学校ののり面の工事となっております。繰越額810万7,000円。のり面の施工工法について、崎本部行政区との協議に時間を要したためでございます。令和7年5月末で完了しております。

次に家屋図作成業務委託、繰越額418万7,000円。スケジュール調整などの業務調整に時間を要したためであります。完了予定は令和7年6月末を予定しております。

次に本部町出産・子育て応援給付金200万円の繰越しでございます。システム改修の調整に時間を要したための繰越しとなっております。完了予定が令和7年9月末を予定しております。

次に田空ハーソー公園機能強化事業3,913万4,000円。ハーソー公園コア施設改修内容の変更に伴い、設計修正等に不測の時間を要し工事の発注が遅れたためであります。完了予定は令和7年5月末となっておりますが、6月末を予定しております。

次にシークッカー商品開発補助金1,000万円の繰越しでございます。予定しているシークッカー果皮選別機の選定に時間を要したためでございます。完了予定では令和7年8月末を予定しております。

次に農業基盤整備促進事業（具志堅地区）でございます。繰越額6,670万4,000円。畑地かんがい用管路施工箇所及び工事進入路の施工に伴い、沖縄県との変更協議に不測の時間を要したためでございます。完了予定は令和7年9月末を予定しております。

産業支援センター施設修繕費267万3,000円。修繕方法及び資材の発注に時間を要しているところで、一部まだ商品が届いていないということもありまして、完了予定は令和7年5月末ではなく7月末を予定しているということでございます。

次に瀬底島一周線用地購入事業150万5,000円。地権者との用地交渉に時間を要したため、完了予定は令和7年6月末を予定しております。

次に町道上本部学園線整備事業1億1,224万5,000円の繰越しでございます。建物移転補償において移転先の建築に不測の日数を要していることと、土地売買契約の相続手続に不測の日数を要したためであります。移転先の建築は既に完了しているということでございます。完了予定は令和7年9月末を予定しております。

町道満名本線整備事業1億1,527万9,000円の繰越しです。農業用水切回し工事に遅れが生じ、満名橋撤去工事の発注に遅れが生じたこと。また土地売買契約での相続手続に不測の日数を要したためでございます。相続手続については既に完了しており、工事の発注準備をただ今進めているところであります。完了予定は令和7年9月末を予定しております。

町道屋比久原線道路概略設計業務177万1,000円の繰越しであります。計画ルートの選定に時間を要したためであります。令和7年5月末で完了しております。

次に道路メンテナンス事業2,960万8,000円。関係機関との協議に時間を要していることと、修繕工法や施工計画の決定に時間を要したためであります。完了予定は令和7年8月末を予定しております。

防災施設機能強化事業（本部小学校）であります。繰越額2,377万1,000円。橋梁の架け替え位置及び橋梁構造の決定に時間を要したためであります。完了予定は令和7年7月末を予定しております。

次のページをお願いいたします。本部高校後援会補助金300万円の繰越しでございます。eスポーツの立ち上げ支援に関し、インターネット速度の容量確保に必要な回線の開設に不測の時間を要したためでございます。完了予定は令和7年9月末を予定しております。

エアコン取替工事費838万7,000円。エアコンの調達に予定していた日数よりも時間を要したためであります。令和7年4月をもって完了しております。

次に旧崎本部小学校屋内運動場屋根改修事業1,166万8,000円の繰越しであります。指名競争入札の不落になったためであります。施工業者と随意契約をもって現在進めているところであります。完了予定は令和7年7月末を予定しております。

次に農林水産施設災害復旧費（6月豪雨）でございます。1,217万7,000円。その下のクカルビ農道災害復旧事業（6月豪雨）5,870万4,000円。その下の伊豆味幹線農道災害復旧事業（6月豪雨）でございます。1,569万6,000円の繰越し。いずれも令和6年度内で十分な工事期間が確保できないための繰越しとなっております。それぞれ令和7年7月末をもって完了を予定しております。以上で繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号を終わります。

続きまして日程第6. 報告第4号 令和6年度本部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 報告第4号を説明いたします。

報告第4号 令和6年度本部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度本部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくり願います。1ページ目、第1款資本的支出、第1項建設改良費となっております。事業名、新浄水場建設事業、中段辺りの翌年度繰越額の欄をご覧ください。翌年度繰越額3億9,235万8,600円。説明、杭基礎工に係る工法を見直しました。それに不測の時間を要したために繰越しとなっております。令和7年11月末を完成予定としております。

次に谷茶渡久地線水道管布設替え工事、翌年度繰越額2,167万5,500円。管財が特注品のため、

納期が遅延いたしました。令和7年5月には完了しております。

次のページをお開き願います。1款水道事業費用、1項営業費用となります。事業名、本部町水道事業基本計画更新業務、翌年度繰越額1,248万6,100円。説明でございますが、関係機関との調整に時間を要しました。関係機関とは、沖縄県企業局となっております。令和8年2月末の完成予定となっております。

下の欄、本部町水道事業経営戦略改定業務、翌年度繰越額539万円。関係機関との調整に時間を要したためとなっております。令和8年2月末完成予定となっております。以上、報告第4号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号を終わります。

日程第7. 報告第5号 令和6年度本部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、提出者の報告を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 報告第5号を説明いたします。

報告第5号 令和6年度本部町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度本部町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

次の1ページ目をおめくり願います。1款資本的支出、1項建設改良費となっております。事業名、本部町浄化センター実施設計業務、翌年度繰越額6,100万円。説明、令和5年度の繰越した設計業務の完了に時間を要しておりました。令和6年度設計業務の着手に遅れが生じたため繰越しとなっております。令和7年12月末完了予定となっております。

下の欄に行きます。管きょ接続部耐震化工事（浦崎その5）となっております。翌年度繰越額2,976万7,000円でございます。説明でございますが、管更正後の管きょを対象に耐震化工事を行うため、工事着手箇所を選定に時間を要しました。令和7年9月末完了の予定となっております。

次の2ページ目をお開き願います。1款下水道事業費用、5項営業費用となっております。本部町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務（処理場）、翌年度繰越額792万5,000円。関係する他の計画（耐震化計画等）との調整及び条件整理に時間を要しました。また、資料収集にも不測の時間を要したためとなっております。令和7年9月末完成予定となっております。

次に本部町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務（管きょ）、翌年度繰越額2,497万円。説明の理由は上記のものと同じであります。完成予定年度は令和7年10月末予定となっております。

その下の欄、同じく本部町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務（ポンプ場）、翌年度繰越額987万5,000円。繰越し理由は上記2つと同じ理由となっております。完成予定は、令和

7年9月末を予定しております。

次の欄に移ります。本部町雨水管理方針策定業務、翌年度繰越額1,046万3,000円。計画策定の諸条件について関係各課との調整に時間を要しております。また、資料収集においても不測の時間を要しました。令和7年10月末の完了予定となっております。

次のページをお願いいたします。3ページ目、同じく1款下水道事業費用、5項営業費用となっております。本部町雨水出水浸水想定区域図策定業務、翌年度繰越額823万7,000円。理由につきましては、先ほどの理由と同じものとなっております。令和7年10月末完成予定となっております。

次に本部町公共下水道全体計画策定業務、翌年度繰越額920万円。関係各課との調整及び全体計画の見直しに時間を要しております。令和7年6月末完了予定となっております。

次に本部町公共下水道事業計画策定業務、翌年度繰越額500万円。理由は先ほどのものと同じとなっております。完了予定は令和7年6月末完了予定となっております。以上、報告第5号の説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号を終わります。

日程第8. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律、関係政令及び省令等が令和7年3月31日に公布、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、本部町税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1ページをお開きください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。本部町税条例の一部を改正する条例の制定について。令和7年3月31日、本部町長 平良武康。

次のページから6ページまでが一部改正条例となっております。7ページから17ページが新旧対照表となっております。ページは付しておりませんが、承認第1号参考資料②のほうでご説明させていただきます。主な改正点としまして1点目に、電子計算機を用いた公示送達の利用の定義が追加されております。2点目に、19歳から22歳の大学生年代に関する特別控除の規定が追加されました。町税への影響額は、対象人員91名、影響額113万4,000円を見込んでおります。3点目に、今回の法改正に伴う条項等のずれを整理しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 1点だけお聞かせください。

電子機器を用いた方法の定義の追加ということではありますが、どういった電子機器なのか、それは住民課の窓口に設置するのかどうか、いつ頃できるのか、それをお聞かせください。

○ 議長 具志堅 勉 住民課長。

○ 住民課長 大城尚子 ご説明します。

電子機器は、主にインターネットを利用した画面上での確認となりますが、通常どおり掲示をした上でのインターネットの活用になります。ただ本町での公示送達について、いつ頃予定かということですが、まだそちらの検討はされておられません。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第9. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 大濱兼愛 承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1ページをおめくりください。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和7年3月31日、本部町長 平良武康。

次のページが一部改正の条例となっております。2ページ目から5ページ目が新旧対照表となっておりますが、申し訳ございません。本日、差し替え版をお配りしておりますので、差し替

えのほうをよろしく願いいたします。説明につきましては、最後の資料、承認第2号参考資料②のほうで説明いたします。今回、主な改正点として2点ございます。1点目は、保険税の課税限度額の引上げでございます。保険税には限度額、上限額が定められておまして、その上限額に変更がございます。改正前が106万円、今回の改正により109万円に変更となっております。影響額につきましては、下の星印のほうです。基礎課税額分につきましては、24世帯24万円。後期高齢者支援金等分につきましては、33世帯、金額としまして63万9,045円の影響があると見込んでおります。

2点目、第23条関係で②保険税の軽減措置の拡充がございます。国保税につきましては、所得の低い方への軽減措置がございますが、その軽減の対象となる金額が変更となっております。こちらの影響額につきましては、下の星印の影響額のほうで掲載しております。全体的な影響額としましては、一番下の段、35万4,462円の影響があると見込んでおります。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第10. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。財産の取得について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めます。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

記、1. 取得財産、中学校教師用教科書及び指導書。2. 取得相手、本部町字渡久地4番地10、有限会社友寄商事、代表、友寄隆央。3. 取得金額、792万5,683円。4. 取得方法、随意契約。

提案理由、令和7年4月1日に契約し、取得した中学校教師用教科書及び指導書について時間的余裕がなく、専決処分を行ったため議会の承認を求めます。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをお願いいたします。専決処分書、財産の取得に関し、方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記、1 取得財産、中学校教師用教科書及び指導書。2 取得相手、本部町字渡久地4番地10、有限会社友寄商事、代表、友寄隆央。3 取得金額、792万5,683円。4 取得方法、随意契約。令和7年4月1日、本部町長 平良武康で専決処分しております。

生徒数の確定が4月1日になるため、そうせざるを得なかったことをご理解ください。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今回、随意契約ということなのですが、過去にもこういった随意契約があったのかというのと、これまでも生徒数の確定はぎりぎりになっていたと思うんですが、今回もそれに間に合わなかったのが随意契約ということだったのか、もう少し説明をしていただけますか。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 教師用教科書及び指導書についてなんですけれども、県の指定図書機関がございまして、町内には友寄商事が一軒のみ扱っているということもございましての随意契約となっております。去年、小学生用の指導書についても随意契約で契約しております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 もう1点、財産というからには、それではこれは全て学校で管理することになるのか、また先生から返却をいただくのか、それを説明してもらえますか。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 町財産の取得という観点で言えば、学校管理で運用する形になります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。6番 小橋川 健議員。

○ 6番 小橋川 健 教師用教科書ということなんですけれども、大体どのぐらいのスパンで改定とかそういうのがあれば、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

教科書の改定については、小学校、中学校ともに5年をめぐりに改定しております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第11. 議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提出理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 議案第22号を説明いたします。

議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されたことから、関係条例の一部について字句の整理を行いたいため。

次のページから改正する条例、それから新旧対照表となっております。説明に当たりましては、6ページ、議案第22号参考資料で説明いたします。

6ページ目をお願いいたします。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。大きな数字1と2がございます。1が国による法律の改正でございます。2が本町において、字句の整理を行いたい条例でございます。それでは大きな数字1、国による法律の改正でございます。「刑法等の一部を改正する法律」により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて、令和7年6月1日から新たに「拘禁刑」が創設されております。上の枠が現行、下の枠が改正後になります。現行の中で懲役、道徳的に非難される犯罪に対する刑で、刑務作業を課すものとなっております。禁錮、過失犯に対する刑で作業義務がないものとなっております。それが一本化され、改正後の拘禁刑になります。社会生活に適應するために必要な知識や生活態度の習得等、社会復帰を重視することとなっております。改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるとされております。

2、本町において、字句の整理を行いたい条例であります。(1) 禁錮から拘禁刑に字句の整理を行うもので2つの条例がございます。1つは、本部町表彰条例。もう1つが職員の給与に関する条例であります。その条例の中に「禁錮」という字句がございますので、それを「拘禁刑」へと整理するものであり、本条例で条例改正を提案しているものでございます。(2) 懲役から拘禁刑です。字句の整理を行うものが1つの条例がございます。本部町下水道条例であります。本議会において別で条例改正を提案させておりますので、後に上下水道課長より説明がございません。以上で議案第22号の説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第23号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 大城尚子** 議案第23号を説明いたします。

議案第23号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1ページをお開きください。第3条から第6条までの規定中「令和7年」を「令和9年」に改める。第8条中「令和5年」を「令和10年」に改める。課税免除期間の延長となっております。

次の2ページ、3ページが新旧対照表となっております。以上です。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第24号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 大城尚子** 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号 本部町税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法では、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないと定められておりますが、特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で異なる期間を定めることができると規定されています。業務効率の改善を図るため、本部町税条例の一部を改正し発送期日を30日以内に改めたい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページが一部改正条例となっております。2ページ、3ページが新旧対照表となっております。4ページのほうでご説明いたします。4ページ、上段の表が今現行となっております。今年度で説明しますと、20日に発送する場合、6月9日がデータの抽出日となっております。ただ納期限内に納付した納付状況の確認に2週間程度を要するところがあることから、督促状発送の約10日前には督促データを抽出するため、その分の抜き取り作業を今現在行っているところです。それが下段の改正案の表になりますが、改正案のほうで説明しますと30日に延ばした場合、7月1日に発送する場合、6月18日が督促状のデータ抽出日となります。納期限内に納付した情報は、

大体2週間と見て、その間に督促データのほうが抽出されているため、作成枚数の減、抜き取り作業の減となり、業務の改善を図りたいと考えております。以上、説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 宮城 建** 議案第25号について説明いたします。

議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、その他の非常勤職員（協議会等の委員）の報酬の上限を本条例で定め、詳細な報酬については規則等で定めるものとするので、業務の効率化を図るためであります。

次のページから改正する条例、新旧対照表となっておりますが、説明に当たりましては4ページ、議案第25号参考資料において説明をいたします。

4ページをお開き願います。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。現在、本条例で報酬が日額となっている協議会や委員会については、長が6,000円、委員が5,700円と統一されております。参考になりますが、長が6,000円、委員が5,700円の日額となっている協議会等の例であります。四角の枠組みの中です。本部町情報公開個人情報保護制度運営審査会、それから本部町地域包括センター運営協議会等です。今後、新設する協議会や委員会の日額1万円以下の報酬については、その都度規則で定めることとし、業務の効率化を図りたいということでもあります。

町の附属機関である新たな委員会、または審査会、協議会等の設置に関しては、条例の制定が必要になりますが、1万円以下の委員の報酬については規則で定め、業務の効率化を図るためでございます。以上で議案第25号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第26号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 松田 武** 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

ページをめくっていただきまして、1ページから5ページまでが条例の一部を改正する条例となっております。続きまして6ページから17ページまでが新旧対照表となっております。

18ページをお願いいたします。説明資料となっております。上段の丸枠のタイトルのすぐ下の米印、家庭的保育事業等とは、をご覧ください。ゼロ歳から2歳児の受入れを行う利用定員が19名以下の小規模保育園などのことを指します。本町では、「こすもキッズ小規模保育園①、②」や「ベビーハウス遊」が対象となっております。本条例は、この小規模保育園の設備及び運営に関する基準が定められたものとなっております。

中段の「主な改正内容」をご覧ください。1つ目、連携施設経過措置の延長。小規模保育事業については、保育内容の支援や卒園後の受け皿を担う連携施設を設けることが必要とされておりますが、連携施設の確保が著しく困難である場合、法の施行日から起算して15年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。本町の現行の条例では、5年となっておりますので、これを15年に改正いたします。また、本町の小規模保育園の3か所については、下記のとおり「こすもキッズ小規模保育園①、②」は「こすも保育園」と、「ベビーハウス遊」は「渡久地保育所」と連携協定を締結済みであることから、この改正による影響はございません。

2つ目、その他所要の改正を行うとありますが、国の省令に合わせた細かい点の改正となっております。これにつきましても、本町の小規模保育園への影響はございません。以上で議案第26号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第27号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** それでは議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の利活用の促進及び指定管理者の経営基盤の強化を図るため、今回この議案を提案しているものであります。

議案の内容としましては、みかんの里施設の一部を指定管理者が第三者にテナントとして貸し出す際に、その第三者から利用料として利用料金を収受することができるようにするための条例

改正となっております。

3ページをご覧ください。地方自治法の抜粋となっております。公の施設の設置、管理及び廃止に関する条項が出ておりますが、その第244条の2の第8項です。普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。第9項には、前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならないという条項がありまして、2ページのほうで新旧対照表がありますが、この条例の第8条に利用料金という項目を追加しているものであります。説明は以上であります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 議案第28号 本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第28号を説明いたします。

議案第28号 本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、建設業法施行規則等の一部を改正する省令が令和6年12月12日に公布され、令和6年12月13日に施行されたことに伴い、本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページからが改正内容となっております。最後のページであります新旧対照表をお開き願います。2ページ目となっております。改正の内容は、さきにありましたとおり関連する建設業法等の施行令に変更がございました。それは3つの条が追加されております。それにより条項のずれが発生しましたので、それを整理する条項となっております。新旧対照表の下線部分の変更となっておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、議案第28号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第29号 本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第29号 本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定に

ついて。本部町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、災害その他非常の場合において、給水装置工事事業者の確保が困難となることが想定される。そのような非常の場合には、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要がある。そのため、本部町水道給水条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページから改正する条例の内容となっております。2ページ目には新旧対照表をつけております。説明は3ページ目の通知書の中身でもって説明をさせていただきます。一部読み上げます。令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化いたしました。これは宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされております。

災害その他非常の場合にあつて、地元の給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要がありますとございます。これが、この条例を改正する理由となっております。以上、議案第29号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 議案第30号 本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第30号 本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本部町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、災害その他非常の場合において、排水設備工事事業者の確保が困難となることが予想される。そのような非常の場合には、ほかの下水道管理者等が指定した排水設備工事事業者による排水設備工事の実施を可能にすることにより、宅内排水設備の復旧に対応する事業者を確保する必要がある。そのため本部町下水道条例の一部を改正する必要がある。併せて、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて新たに拘禁刑が創設されたことから、同条例の一部について字句の整理を行う。これが、この議案を提案する理由である。

次のページから改正する条例の内容となっております。2ページ、3ページは新旧対照表となっております。説明は4ページ目、5ページ目で行います。4ページ目、先ほど議案第29条と同じく、国からの通知書がございました。内容は先ほどと同様でございますので、説明を省略いたします。

次のページをお開き願います。5ページ目、内容に関しましては、議案第22号と同様の内容となっておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、議案第30号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 議案第31号 動産の買入れ契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 議案第31号 動産の買入れ契約の締結について。上本部学園電子黒板整備業務について、次のように業務委託契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項8号の規定により議会の議決を求めます。

1 契約の目的、上本部学園電子黒板整備業務委託。2 契約の相手、住所 沖縄県名護市豊原221番地38 みらい5号館105、会社名、トラストコミュニケーション株式会社。代表者名 代表取締役 松田 穰。3 契約金額、1,719万3,000円。4 契約の方法、指名競争入札。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いいたします。本業務の概要として、納入期限が令和7年9月30日まで。指名業者として、サン電通エンジニアリング株式会社、以下全6社を指名しております。電子黒板機器18台を整備する内容となっております。

次のページが入札結果報告書となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第21. 議案第32号 令和7年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

その前に参考資料をお配りしますので、今しばらくお待ちください。総務課長。

○ **総務課長 宮城 建** 議案第32号について説明いたします。

議案第32号 令和7年度本部町一般会計補正予算について。令和7年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

ページをめくりまして、次の次のページをお願いいたします。令和7年度本部町一般会計補正予算（第1号）であります。令和7年度本部町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2億5,833万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ101億1,525万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入

歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

ページをめくりまして、2枚おめくりお願いいたします。3ページでございます。第2表債務負担行為補正でございます。1、追加、事項として、固定資産画地計測業務、期間が令和7年度から令和8年度までであります。限度額、464万1,000円。内容といたしましては、固定資産税の算定のため、土地の計測データをシステムに取り込むための業務となっております。

次に2、廃止であります。事項、本部町第2期G I G Aスクール端末整備事業、期間が令和8年度から令和12年度まで。限度額が6,018万円となっております。内容としまして、令和8年度から12年度までのパソコン端末のリース契約の予定でありましたが、一括購入へ変更したための廃止でございます。

それではページを2枚おめくりお願いいたします。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。こちらで今回の補正の主な内容を抜粋して説明いたします。また、次のページからの節の中で各事業ごとの増減額が掲載されておりますので、後ほどご確認ください。

それでは上の表の総括、歳入でございます。12款地方交付税、補正額マイナス808万2,000円でございます。今回の6月補正で歳入歳出予算額の調整のため、地方交付税から減額しているものでございます。

次に17款県支出金、補正額7,916万5,000円は、主に沖縄県公立学校整備事業補助、先ほど債務負担行為で説明しました、本部町第2期G I G Aスクール端末整備事業に係る約4,900万円余りの歳入と、町内学校照明L E D更新事業補助金等に係る約2,300万円余りが歳入分となっております。

次に22款諸収入、補正額1億1,480万3,000円。主な内容として、令和6年度の過年度収入分で農林水産施設災害復旧費補助金となっております。

次に下の表の歳出でございます。2款総務費、補正額3,234万4,000円についてであります。主に離島航路運営費補助金として約670万円、南米子弟研修生受け入れ事業の委託費として約400万円、それから地方公共交通計画策定事業として約590万円余りが計上されております。

次に8款土木費、補正額2,910万9,000円でございます。主に道路維持費として2,600万円余りが計上されており、町道谷茶線、それから町道野原赤道線の滑り止め舗装工事、それから町道嘉津宇線、町道山里儀間線の道路改良工事の委託費、それから未買収用地の購入費が主な要因となっております。

次に10款教育費、補正額1億7,050万4,000円の増でございます。主な要因として、本部町第2期G I G Aスクール端末整備事業として約8,500万円、それから町内中学校照明L E D更新事業として約8,000万円余りが計上されております。

総括表で抜粋した説明は以上であります。今回、補正予算の詳細に関しましては、次のページ以降の事項別明細書の節ごとの説明、それから本日、議長の許可を得てお配りしておりますA

3 縦の議案第32号参考資料で6月補正の主要事業等一覧を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第22. 同意第2号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 同意第2号 本部町教育委員会委員の任命同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所：沖縄県国頭郡本部町字具志堅、氏名：仲村三七子、生年月日：昭和49年3月。令和7年6月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町教育委員会委員1名の任期が、令和7年6月30日をもって満了となるためでございます。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって同意第2号は、原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時26分）